

第4節 基準財政収入額

1 基準財政収入額

- 「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。
- 具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。

標準的な地方税収入

×

原則として75/100

+

地方譲与税等

- ◎ 地方交付税制度が標準的な行政水準を維持するために必要な経費の財源を地方団体に保障することを目的とする以上、基準財政需要額を算定する場合と同様に基準財政収入額の算定も客観的かつ合理的に算定されなければならない。そのために、地方交付税法では、「標準的な一般財源としての基準財政収入額」が合理的に算定されるように、その算定方法の基本的事項について、法律で定めることとしている。

2 基準財政収入額の対象税目等

- 基準財政収入額の算定の対象となるのは、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。

(1) 都道府県

	項 目	算 定 対 象	対 象 外
一般財源	普 通 税	(法定普通税の全て) 道府県民税(交付金除く) 事業税(交付金除く) 地方消費税(交付金除く) 不動産取得税 たばこ税(交付金含む) ゴルフ場利用税(交付金除く) 軽油引取税(交付金除く) 自動車税 鉦区税 固定資産税(特例分)	法定外普通税
	地方譲与税	特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税 石油ガス譲与税、自動車重量譲与税	
	そ の 他	都道府県交付金、地方特例交付金	
目的財源	目 的 税		狩猟税、法定外目的税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税、森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金	

(2) 市町村

	項 目	算 定 対 象	対 象 外
一般財源	普 通 税	(法定普通税の全て) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税(交付金除く)、鉱産税	法定外普通税
	税 交 付 金	分離課税所得割交付金(指定都市のみ)、利子 割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交 付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、 ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金(指 定都市のみ)	
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス 譲与税(指定都市のみ)、自動車重量譲与税	
	そ の 他	市町村交付金、地方特例交付金	
目的財源	目 的 税	事業所税	入湯税、都市計画税、水利地益税等 法定外目的税
	地方譲与税 等	航空機燃料譲与税、森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金	

3 基準税率・基準率

- 基準財政収入額のうち、地方税(これに相当するものを含む。)に関する部分については、地方団体が超過税率もしくは軽減税率を採用している場合であっても、原則として標準税率(標準税率の定めのない税目は、地方税法に定める率)に75%を乗じた基準税率を用いて算定している。
- 基準税率を用いているのは、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするためである。

基準税率・基準率の割合	道 府 県 分	市 町 村 分
75%	地方税、特別法人事業譲与税、都道府 県交付金、地方特例交付金	地方税、税交付金、市町村交付金、地 方特例交付金
100%	税源移譲相当額(個人住民税：三位一 体の改革分※1及び県費負担教職員の給 与負担事務の移譲分※2)、税率引上げ による増収分(地方消費税※3)、地方 譲与税(特別法人事業譲与税除く)、 交通安全対策特別交付金	税源移譲相当額(個人住民税等：三位 一体の改革分※1及び県費負担教職員の 給与負担事務の移譲分※2)、税率引上 げによる増収分(地方消費税交付 金)、地方譲与税、交通安全対策特別 交付金

- ※1 三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲により財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当分の間100%算入することとしている。
- ※2 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴い、移譲された事務が円滑に執行できるよう、個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、当分の間100%算入することとしている。また、分離課税所得割交付金については、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算することとしている。
- ※3 地方消費税率の引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであること及び地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率の引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当分の間100%算入することとしている。

4 基準財政収入額の算定の基礎

○基準財政収入額は、各地方団体ごとの課税実績（地方税の場合）、譲与実績（地方譲与税の場合）又は交付実績（税交付金等の場合）を算定の基礎としている。

区 分	類 型 例	
	税 目	算 定 の 基 礎
①課税客体の数量や課税実績等を用いるもの 〔客観的に課税客体の数量等が把握できるものについては、当該数量に標準的な単位当たりの税額を乗ずる。また、税目の性質上、地方団体の課税努力に左右されないもの等については、課税実績を基礎にして算定。〕	均等割、所得割、個人事業税 所得割のうち分離譲渡所得分 固定資産税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 所得割、法人税割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人事業税（交付金※ ¹ ）、地方消費税、鉱産税、事業所税 不動産取得税 たばこ税 ゴルフ場利用税（交付金） 軽油引取税 自動車税 軽自動車税 鉱区税 市町村交付金（都道府県交付金）	前年度の納税義務者数等 当該年度の当初調定額 当該年度の土地の地目ごとの1㎡当たりの平均価格及びその地積、家屋の1㎡当たりの平均価格及び床面積 当該年度の課税標準等の額 前年度の課税標準等の額 前年度及び前々年度の課税標準等の額 前年度の課税標準数量 前年度の当該団体に所在するゴルフ場の延利用人員 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量 当該年度の当該団体の区域内に定置場を有する自動車等の台数 当該年度の鉱業原簿に登録されている鉱区の面積等 前年度の交付金算定標準額
②譲与又は交付の実績を用いるもの 〔国等が一定の基準に基づいて譲与又は交付するものであって、地方団体の徴税努力に無関係なものについては、前年度又は当該年度に譲与又は交付された額を基礎に算定。〕	特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税※ ² 、森林環境譲与税※ ² 利子割交付金、地方消費税交付金※ ² 、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金 地方特例交付金	前年度の譲与額 前年度の交付額 当該年度の交付額

※1 法人事業税交付金については、法人事業税の前年度の課税標準等の額を算定の基礎とする。

※2 令和8年度においては、当該年度の譲与見込額又は交付見込額を算定の基礎とする。